

社会福祉審議会概要等

資料No.1

①根拠規定	社会福祉法
②設置年月日	昭和40年3月24日
③所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉及び児童福祉に関する事項を調査審議する。 ・知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申する。
④審議会の構成	<p>佐賀県社会福祉審議会</p> <p>分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉専門分科会（社会福祉法第11条） ・民生委員審査専門分科会（社会福祉法第11条） ・児童福祉専門分科会（社会福祉法第12条第2項） <p>処遇部会</p> <p>【委員数29名、臨時委員14名】</p>

佐賀県社会福祉審議会組織図

